

大分県造林事業実施要領

制定	平成14年	4月	1日
改正	平成15年	4月	1日
改正	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
改正	平成19年	7月31日	
改正	平成20年	4月	1日
改正	平成20年	10月	1日
改正	平成21年	4月	1日
改正	平成22年	4月	1日
改正	平成23年	6月	1日
改正	平成24年	4月10日	
改正	平成24年	9月21日	
改正	平成24年	11月20日	
改正	平成25年	5月	1日
改正	平成26年	6月	2日
改正	平成28年	6月20日	
改正	平成29年	6月20日	
改正	平成29年	9月	1日
改正	平成30年	6月	1日

大分県造林事業の実施については、大分県造林事業補助金交付要綱（平成5年10月1日制定。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業区分及び事業内容等

造林事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

本事業は、要綱に規定する森林環境保全直接支援事業を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対

象森林にあつては上層木がⅩ齡級以上の人工林) において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽) 又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰及び林木の枝葉の除去。

ウ 下刈り

植栽等により更新したⅡ齡級以下(コンテナ苗を植栽した場合はⅠ齡級以下(植栽木の健全な成長を促すために必要な場合はⅡ令級以下))。の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

エ 雪起こし

植栽により更新したⅤ齡級以下の林分、又はその他の方法により更新したⅧ齡級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし(オの倒木起こしに該当するものを除く。)とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新したⅤ齡級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

Ⅲ～Ⅵ齡級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了したⅢ～Ⅴ齡級以下の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

適正な密度管理を目的としてⅢ～Ⅶ齡級以下(天然林にあつてはⅩⅡ齡級以下)の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

ケ 間伐

適正な密度管理を目的としてⅢ～ⅩⅡ齡級以下の林分又は森林法第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づいて行うものであつて森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画(以下「市町村森林整備計画」という。)に定められる標準伐期齡(以下「標準伐期齡」という。)に2を乗じた林齡以下の林分で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

コ 更新伐

育成複層林の造成及び育成(長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。)並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的としてⅢ～ⅩⅧ齡級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであつて標準伐期齡に2を乗じた林齡以下の林分(長期育成循環施業の一環として実施する場合はⅩ齡級以上の場合に限る。)で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。

サ 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。）とする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

シ 森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良（暴風、こう水、高潮、地震その他異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を含む。以下同じ。）であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、第2の1の(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると県知事（以下「知事」という。）が認めるものとする。

(2) 事業主体

県、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画の認定を受

けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の4第1項（森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する県知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）とする。

（3）事業規模等

（1）のア～コについては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア、イのいずれかに該当するもの。（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。）

ア 森林経営計画に基づいて行う場合は、第5の1に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの。

（ア）間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上）であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。（ただし、1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上）

（イ）（ア）に該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、（ア）に該当する施行地（当該施行地が複数存する場合はそのいずれかの施行地）と隣接又は路網で直接接続している施行地について、（ア）に該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあつては、当該施行地の面積の合計が（ア）に該当する施行地の面積の合計以下。

イ 特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、第5の1に定める補助金の交付申請ごと、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあつては、1森林

共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施工地の面積の合計が5ヘクタール以上。)であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。

(4) 補助金額

ア 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価の算定は第5の4によるものとする。

ウ 査定係数は、次のとおりとする。

(ア) 次のa~cのいずれかに該当するもの：170

a 人工造林及び樹下植栽等について、森林経営計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者（以下「計画策定者等」という。）が、当該各計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採造林届出」という。）書を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの

b 除伐、保育間伐、間伐、更新伐について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの、森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内に存する要間伐森林において施業代行者として行うものであって(3)のアに該当するもの（この場合、(3)のアにおいて「森林経営計画ごと」とあるのは、「森林経営計画ごと並びに森林経営計画対象林班及び隣接林班ごと」と読み替える。）

c その他の事業内容について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの

(イ) 次のa~cのいずれかに該当するもの：90

a 人工造林及び樹下植栽等について、樹木の伐採の跡地において伐採造林届出書に基づいて行うもの（計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの(ア)のaに該当するものを除く）

b 除伐等及び間伐、更新伐について、要間伐森林において施業代行者が実施するもの（(ア)のbに該当するものを除く。）

c 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(ア)のcに該当しないもの

エ 補助率は、要綱別表によるものとする。

2 環境林整備事業

本事業は、要綱に規定する環境林整備事業を次により実施するものとする。

(1) 公的森林整備

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、地方公共団体が森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化等の施業とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

(カ) 枝打ち

VI齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。

(キ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

(ク) 保育間伐

1の(1)のクに準ずる。

(ケ) 間伐

適正な密度管理等を目的としてIII～XII齢級以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

(コ) 更新伐

育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的としてIII～XVIII齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合はX齢級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒とする。

(サ) 付帯施設等整備

次の施設であって、(ア)～(コ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のaに準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のbに準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(コ)」と読み替える。

(シ) 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、(ア)～(コ)のいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。

イ 事業主体

(ア) 県、市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。)

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、県及び市町村にあっては森林所有者と、県又は市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)

ウ 事業規模等

アの(ア)～(コ)については、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

エ 補助金額

(ア) 補助金額は1の(4)のアに準ずる。

(イ) 標準経費は1の(4)のイに準ずる。

(ウ) 査定係数は次のとおりとする。

a 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林に定められた森林において行うもの：180

b その他：90

(エ) 補助率は1の(4)のエに準ずる。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

(オ) 倒木起こし

- 1の(1)のオに準ずる。
- (カ) 枝打ち
VI齢級以下の林分において保育間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。
- (キ) 除伐
1の(1)のキに準ずる。
- (ク) 保育間伐
1の(1)のクに準ずる。
- (ケ) 更新伐
(1)のアの(コ)に準ずる。
- (コ) 付帯施設等整備
次の施設であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。
- a 鳥獣害防止施設等整備
- (a) 施設等整備
1の(1)のサの(ア)のaに準ずる。
- (b) 施設改良
1の(1)のサの(ア)のbに準ずる。
- b 鳥獣害防止施設等整備
1の(1)のサの(ア)に準ずる。
- c 荒廃竹林整備
1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）
- (サ) 森林作業道整備
森林作業道の開設及び改良であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。
- (シ) 森林保全再生整備
野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。
- a 鳥獣害防止施設等整備
野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。
- b 鳥獣の誘引捕獲
誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等とする。

イ 事業主体

都道府県、市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（都道府県、市町村にあつてはこの限りではない。）こととし、都道府県及び市町村にあつては森林所有者と、都道府県又は市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施

する場合に限る。)とする。ただし、被害森林緊急復旧対策については、森林所有者との協定に代わり同意によることもできるものとする。

ウ 事業規模等

アの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

エ 補助金額

アの(ア)～(シ)については、(1)のエに準ずる。(ただし、査定係数は170とする。)

3 機能回復整備事業

本事業は、要綱に規定する特定森林造成事業の花粉発生源対策促進事業により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 花粉発生源植替え

花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。

イ 付帯施設等整備

アの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ア) 林木被害防止施設等整備

多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

(ウ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアの施業に係る事業量を超えないものとする。

ウ 森林作業道

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知)に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施されるものとする。

(2) 対象事業の範囲

機能回復整備事業の対象とする事業内容は次のとおりとする。

ア 花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

(3) 事業主体

ア 花粉発生源対策促進事業

県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計

画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(4) 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上の森林で行うものとする。

(5) 補助金額

ア 補助金額は1の(4)のアに準ずる。

イ 標準経費は1の(4)のイに準ずる。

ウ 査定係数は180とする。

エ 補助率は1の(4)のエに準ずる。

第2 事業計画等

1 事前計画の作成等

- (1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者又は、第1の3の(1)のア及び一体的に実施するイの(ア)並びにウについて補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 第1の1の(1)のアにおいて、植栽する苗木が花粉症対策苗木等である場合は、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画書に添付するものとする。
- (3) 第1の3の(1)のアについて補助を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。
- (4) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業内容について、補助要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が計画的かつ効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- (5) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

第3 県の助成

県の助成については、本要領第1の事業に要する経費について補助するものとする。

第4 維持管理

- 1 造林事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合若しくは生産森林組合を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合又は生産森林組合を指定する場合には、

あらかじめ知事に届け出るものとする。

- 3 知事は、造林事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第5 造林事業に係る特記事項

造林事業については、次の事項を適用する。

1 補助金の交付申請

- (1) 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、要綱に定める必要書類を添付して補助金の交付申請を行う。
- (2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して、(1)に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

2 事業内容等

- (1) 第1の1～3の事業内容における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。
- (2) 第1の1～3については、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の植栽及び播種並びに知事が補助することが適当でないと認める事業を除く。
- (3) 第1の1及び2の事業内容における鳥獣害防止施設等整備及び第1の3の事業内容における林木被害防止施設等整備については、獣害防止ネット柵、樹皮保護ネット柵及び幼齢木保護ネット（生分解性幼齢木保護ネットに限る）を補助の対象とする。
- (4) 第1の1～3の事業内容における森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。
- (5) 第1の1～3の事業内容における森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を森林作業道台帳において明らかにすることとする。
- (6) 第1の2の(1)、(2)における協定については、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。
- (7) 第1の2の(2)のアの(シ)のaに定める鳥獣害防止施設等整備については、パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。
- (8) 第1の2の(2)のアの(シ)のbに定める鳥獣の誘引捕獲については、給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。
- (9) 第1の2の(2)のアの(シ)の事業主体は、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の2に基づく協議会（以

下「協議会」という。)が組織されている場合にあつては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間、鳥獣被害防止特措法第4条第2項に基づく被害防止計画との関係について協議会との連絡調整を図るものとする。

(10) 第1の事業内容における県の上乗せ事業について、別表1のとおりとする。

(11) 第1の3の(1)のアについては、以下によるものとする

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体(事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。)が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木(スギ及びヒノキに限る。)のおおむね70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象林分であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

ウ 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、第1の3の(1)のイの(ア)により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知)の別紙2の2の花粉症対策苗木及び当該施業実施箇所の知事が花粉症発生源対策に資すると認める苗木とする。

3 竣工検査

知事は、交付申請のあったものについて次によるほか、大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領(平成21年11月11日制定)及び造林事業検査マニュアル(平成29年2月1日改正)(以下「検査要領等」という。)により1施行地ごとに竣工検査(以下「検査」という。)を行う。

(1) 検査は、申請の受理後速やかに1施行地ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。

(2) 施行地の面積及び森林作業道の延長が知事の定める規模に満たないものについては、(1)の規定にかかわらず当該施行地のうち無作為に抽出するその10パーセント以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。ただし、第1の3の(1)のアについては、適用しないものとする。

(3) 検査の結果、当該施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

(4) (3)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であつて、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(5) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印するものとする。

(6) 検査調書は、事業終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

4 標準単価

標準単価は次により定める。

- (1) 標準単価の構成因子は、事業内容ごとに付表1に掲げる標準単価構成因子を基準とする。
- (2) 標準単価の算定は、事業内容に係る作業のうち国が作業工程を提示したものについては当該作業工程を用いるとともに、国が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
- (3) 第1の1事業内容における間伐、更新伐の標準単価は、施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積50立方メートルを上限としてその数量に応じて定める。
- (4) 第1の3の(1)のアについては、施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積300立方メートルを上限として、その数量に応じて定める。
- (5) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
- (6) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めることができる。
- (7) 標準単価及び検査要領等については、事業主体が事業実施の可否を判断し及び低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、知事は、標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び検査要領等に係る情報を積極的に公開するものとする。

5 補助金の交付決定等

- (1) 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- (2) 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

6 補助金の交付に当たって付すべき条件等

- (1) 知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。
 - ア 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内（第1の2の(1)及び(2)の事業にあっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）、当該森林作業道に係る事業計画期間内に全部又は一部の転用若しくは用途変更、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

イ 第1の1の(4)のウの(ア)に掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業が要領第1の1の(4)のウの(イ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては要領第1の1の(4)のウの(イ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。また、第5の2の(11)のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、補助を受けた補助金額相当を返還すること。

ウ 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

エ 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

オ エに掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

カ 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

キ 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(2) 国への返還

知事は、(1)により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

7 その他

(1) 知事は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を原則として、森林所有者の指導に努めるものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉の発生抑制対策の推進について」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

第6 その他

- 1 県の行う事業については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号林野庁通知）別紙17に準じて行うものとする。
- 2 知事は、造林事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 3 市町村長は、造林事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 4 本要領により難しい事項については、知事の承認を受けるものとする。
- 5 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。
- 6 この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に定めるところによる。

- 附 則 この要領は、平成14年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成15年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成16年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成17年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成19年7月31日以降の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成20年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成20年10月1日以降の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成21年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成22年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成23年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度4期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成25年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成26年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 （平成28年6月20日 森整第308号）
この要領は、平成28年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 （平成29年6月20日 森整第221号）
この要領は、平成29年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 （平成29年9月1日 森整第651号）
この要領は、平成29年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 （平成 年 月 日 森整第 号）
この要領は、平成30年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

付表1 標準単価構成因子

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費
花粉発生源植替え	支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費、植付け費

(注) 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

(注) 搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。